

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ
IV-2 (インド、ヨルダン、キルギス、ウガンダ)
(QCBS)

調達管理番号：22a00177

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022 年 9 月 7 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年9月7日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージIV-2（インド、ヨルダン、キルギス、ウガンダ）（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年11月～2023年12月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

担当者メールアドレス：Hattori.Kazuki@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部
評価部 事業評価第二課

- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年9月13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年9月14日 12時
3	質問への回答 9月14日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年9月20日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2022年9月28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年10月4日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2022年10月19日 12時
10	評価結果の通知日	2022年10月26日
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

- (2) 利益相反の排除

本項目については別添「事後評価業務における排除者条項」を参照。

- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に
規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認
することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社

の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、

JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%

<p>当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</p>	<p>40%以下</p>
---	--------------

2) 評価配点表以外の加点について
 評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま
 す。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件で
 はありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピ
 ング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安
 価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。
 総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで
 計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積
 額（消費税抜き）は上記4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電
 子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システ
 ムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行いま
 す。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることも
 あります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先し
 ます。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であ
 った場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

【事後評価業務における排除者条項】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません²。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1.の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1.に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1.に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の軽減・防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1.に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の補足的説明】

上記1. ①～④に該当する業務に従事していても、それが評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて（従事した業務内

² 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、9月27日(火)12時までに、評価部事業評価第一課宛 (evte1@jica.go.jp) に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

混乱を避けるため、利益相反の判断が困難な場合には、上記期限までに評価部事業評価第一課宛 (evte1@jica.go.jp) に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号(*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の軽減・防止策(*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い</u> 。	本業務の業務主任者・該当案件の担当(評価者)は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報のファイアーウォールを設ける。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い</u> 。	
①	(例) J/Vの一員(A社)がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者ともにJVを構成するB社が担う。 <u>その際、A社とB社で情報共有を行わない</u> 。

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画し、JICA に提示願います。

以上

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ IV-2（インド、ヨルダン、キルギス、ウガンダ）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、有償資金協力（円借款）事業については原則事業完成2年後までに実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2022年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	インド	円借款	マディヤ・プラデシュ州送電網整備事業
2	ヨルダン	円借款	ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性開発政策借款
3	ヨルダン	無償	バルカ県送配水網改修・拡張計画/第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画（一体評価）
4	キルギス	技術協力	道路防災対応能力強化技術協力プロジェクト
5	ウガンダ	無償	ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画

※簡易型評価：No.1（インド）

※衛星データ利用対象の案件：No1（インド）、No.3（ヨルダン送配水）

※LNOBにかかる詳細分析を含む案件：No.3（ヨルダン送配水）

第4条 業務の実施方針及び留意事項

(1) 調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）³及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2022年度版）⁴
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA 事業評価ガイドライン（第2版）⁵
- JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）⁶
- 簡易型外部事後評価について
- 事業評価における衛星・GISデータ活用にかかる資料⁷

(2) 安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。新型コロナウイルスの影響や治安上の理由により、現地への渡航が難しくなった場合は、状況に合わせて業務方針を見直すこととする。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁸。

1) インド：マディヤ・プラデシュ州送電網整備事業

- 原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（マディヤ・プラデシュ州）の現状を踏査して情報収集をする。対象施設が多いため、踏査対象施設数は10サイト程度とし、そのうち業務従事者の踏査は4サイト、残りのサイトについては現地調査補助員による踏査とする⁹。マディヤ・プラデシュ州送電公社については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。その他のサイトについては、現地調査補助員によるインタビュー調査、もしくは質問票およびメール・電話等での情報収集をする。
- 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①変電容量（MVA）、②平均稼働率（%）、③送電ロス率（%）、④マディ

³ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について提案すること。

⁴ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ 事業評価における衛星・GISデータ活用（<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html>）

⁸ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

⁹ 踏査サイトの選定方法はプロポーザルで提案すること。また、合理的な理由がある場合には、業務従事者と現地調査補助員の踏査サイト数を変更することも可とする。

ヤ・プラデシュ州における投資促進、生活環境の向上及び経済発展の変化に関して事業開始前と事業完了以降の実績値又は状況を確認する。なお、指標④「マディヤ・プラデシュ州における投資促進、生活環境の向上及び経済発展の変化」の確認については、補完的対応として衛星データ活用による関連情報収集と分析を行うこと。想定される方法案は以下のとおり¹⁰。

(想定案)

- ・実施機関から本事業の対象である送電線及び配電線の位置情報を入手し、その位置情報と夜間光データを組み合わせることで経済発展の度合い、その要因について調査・分析を行う。
- ・また、可能であれば、対象サイトと非対象サイトでの比較を行うこととする。但し、衛星データは無償提供データを利用することを前提とする。本分析は報告書内にコラムとして纏める。
- 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月制定)においてカテゴリBに該当し、用地取得も見込まれていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び実施機関が定める補償方針に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。また、汚染対策や自然環境のモニタリングについても同様に確認すること。
- 上記に加え、本事業では、気候変動対策として温室効果ガス排出抑制に貢献することが想定されていたことから、その観点から本事業がどの程度貢献できたのか既存資料等を活用して確認すること。
- 整備した送電線及び変電設備については、その整備や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を確認する。
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「送電網使用料金の適切な設定による適切な利益を確保する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- なお、本事業の最終受益者として、広くマディヤ・プラデシュ州の住民が想定されるが、特定の用途に用いられる機材調達という本事業の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

2) ヨルダン：ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性開発政策借款

- 本事業はポリシーマトリクスにて安定的なマクロ経済運営や社会的弱者支援の促進、経済成長の強化という改革3本柱を設け、以下のとおり各分野において、政策アクションを策定している。

(政策アクション)

1. ビジネスコストの削減及び市場へのアクセス改善

(目的)

検査およびライセンス、輸出、貨物輸送、破産法、電力使用量・補助金、中小企業のビジネス活動促進、国家品質の基準、貿易促進(輸出入手続きの窓口一元化)、中小企業に対する輸出にかかる指導・訓練。

¹⁰ 衛星データを活用した分析デザインをプロポーザルにて提案すること。

2. より柔軟で統合された労働市場の形成及びより良く効率的な社会的支援の提供

(目的)

雇用、労働力の柔軟性、経済的機会の創出と就労許可にかかるコストの削減、国家救済基金、技術教育及び職業技術、キャリアカウンセリング、ジョブマッチング、高等教育改革

3. 財政の持続性改善及びリスクに対する十分な情報に基づく決定

(目的)

歳入の拡大、公共投資マネジメント・PPP

- 原則、ヨルダンにて計画・国際協力省を通じて情報収集、現状把握を行うことを想定する。計画・国際協力省については、業務従事者が訪問して情報を収集する。なお、質問票の回収及びメール・電話・オンライン等での補足、現地調査補助員による情報収集を主とし、業務従事者の現地調査は2回とする。
- なお、本事業はプログラム型借款であることから、以下の基本方針により評価する。

【基本方針】

1) 評価項目

- プロジェクト型借款と同様、評価6基準の枠組みを基本に以下の整理を行うが、分析対象は「妥当性」、「整合性」、「有効性」、「インパクト」とする。
- 可能であれば「持続性」「JICAの付加価値」も分析対象とする。
- 「効率性」は分析・評価しない。

2) レーティング

- サブ・レーティングは、「妥当性・整合性」、「有効性・インパクト」のみ付与する。
- 総合レーティングは、評価項目が既存のレーティングフローチャートに馴染まないため付与しない。

1. 「妥当性」では、a) 開発政策との整合性、b) ニーズとの整合性（資金ニーズと開発ニーズ）、c) 事業計画・アプローチ等の適切さについて分析する。なお、c)については、政策マトリックスの論理的経路（causal chain）の整理とその適切性の分析を行う。
2. 「整合性」では、a) 日本の援助政策との整合性、b) 日本、JICAや他機関の他事業との整合性を分析する。。
3. 「有効性」では、政策アクション（Prior Actions/Triggers）の実行状況、アウトカム指標の達成度を分析する。その他該当すれば、以下の点も加味する。
 - 事前に構築されている政策改革がアウトカム・インパクトに至る論理的経路を妥当性で分析した時、ロジック破綻があれば、アウトカム・インパクトの指標や目標値・目標年を再設定する。
 - 可能な限り、関連する資金協力や技術協力事業が対象の改革目標に与えた効果を分析しつつ、その改革目標の達成度を評価する。
 - 借款が当該国の財政に大きなインパクトをもたらしている場合は、事業の資金効果（flow of funds effects）を分析の視点に含める。

4. 「インパクト」は、インプット（改革アクション）から生まれる間接的でないし中長期的なアウトカムを指し、これを把握・分析する。
 5. 可能な場合、「持続性」にて事業効果の持続性の見込み（維持されないリスク）について把握・分析を実施する。
 6. その他、「適用・貢献」「付加価値・創造価値」の項目では政策対話を通じたJICAの付加価値/役割・貢献（JICA専門家等のインプットなど、JICAの独自の強みを生かしたアクションの形成、投入タイミングの妥当性（改革を後押しする観点から、本事業がJICAの他スキームとの連携計画に基づく投入であったか））について分析する。
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、政策レベルの改革項目を現場レベルでの改革と結びつける必要があることから、「ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性改革に関連する課題別研修等を実施する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - なお、本事業は政策借款で受益者特定が困難であるため、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。
- 3) ヨルダン：バルカ県送配水網改修・拡張計画、第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画（一体化評価）
- 原則、全サイトの現状把握を行うことを想定する。
 - 業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（バルカ県アインアルバシャ地区、ディルアラ地区）の現状を踏査して情報収集をする。水灌漑省、水道庁については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
 - 整備した送配水施設については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
 - 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①給水圧（MPa）、②配水量（ m^3 /日）、③電力消費量（ kWh/m^3 ）、④水道サービス（給水圧不足地域の削減、無収水の削減、水質）が改善されることによる住民の生活環境の改善、⑤効率的な配水管理の変化に関して事業開始前と事業完了以降の実績値又は状況を確認する。
 - 上記に加え、本事業は、アインアルバシャ地区におけるドイツ復興金融公庫の支援、ディルアラ地区における湾岸基金の支援とも整合性が高いと見込まれる。また、JICAが過去に実施した無償資金協力や技術協力プロジェクトとも相互補完性が高い見込みである。そうした他ドナー及びJICA他事業に関して、具体的な相乗効果・相互連関があったのか、それによって具体的にどのような成果がなされたのかについて確認すること。
 - 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）においてカテゴリCに分類されているが、用地取得が発生する見込みであった。そのため、本事業が上記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び実施機関が定める補償方針に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお、情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。また、住民移転や汚染対策、自然環境といったその他環境社会配慮に係るモニタリングについても同様に

- 確認すること。
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「電力消費量及び運転費用を削減するため自然流加方式を採用する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - なお、本事業の最終受益者としてバルカ県アインアルバシャ地区とディルアラ地区の住民が想定されるが、その中で貧困層とそうでない層の間で事業効果の発現状況（公平性）が異なっている可能性は否定できない。そのため、本事業が公平な裨益をもたらしたか否か、また、その要因・影響は何か、について詳細分析を行い検証する。詳細は、「第5条（5）詳細分析」に記載のとおり。
- 4) キルギス：道路防災対応能力強化技術協力プロジェクト
- 原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
 - 業務従事者は現地調査補助員と共に本サイト（ビシュケク、ジャララバード、オシュ、ナリン、カラコル）の状況を踏査して情報収集をする。運輸・通信省については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。なお、幹線道路の管理に関して、道路管理行政体制の変更により2022年4月以降は新設されたキルギス道路公社が所管しているため、同社に対してもヒアリングを行い情報収集すること。
 - 本事業の有効性・インパクトについては、完了報告書に記載のプロジェクト目標（運輸・通信省の関連部署の道路防災管理に係る能力の向上）、上位目標（斜面災害／雪害地域に対する道路交通の安全性の向上）について、最新のPDMを確認し、設定されている指標を用いて事業完了後、事後評価時の達成状況を確認すること。指標が事業完了後、事後評価時で未達成と判明した場合には、その要因分析を行うこと。
 - 上記に加え、キルギスでは過去に道路アセットマネジメントの改善を企図した技術協力案件を3件実施しており、本事業もその一つであった。道路アセットマネジメントの改善については世界銀行、ADBも協力を行っており、その結果、現在運輸・通信省内には同省の所管する全国の道路の基礎情報を集約した道路アセットマネジメント・データベースが構築されている。そのため、本事後評価では、過去の案件（他ドナーの協力も含む）が道路アセットマネジメント・データベースの構築にどう貢献したかを分析するとともに、同データベースと本事業（特に、同防災管理データベース）の関連性を調査する。そのうえで、本事業がキルギスの道路防災にどう貢献したかを調査し、有効性・インパクトまたはJICAによる貢献の観点から分析すること。詳細は、「第5条（5）詳細分析」に記載のとおり。
 - 本事業で整備した道路防災に係るマニュアルやデータベースについては、その活用や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
 - 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「道路防災における実施機関の関係部署に係る責任範囲を明確にすることをプロジェクトの成果として掲げ、より効率的なプロジェクトの効果発現と、持続性の確保を図る」と明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - 本事業の最終受益者として、広くキルギス国の住民が想定されるが、特定の

用途に用いられる道路防災に係るマニュアルやデータベースという本事業の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

5) ウガンダ：ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画

- 原則、全サイト（5県9カ所）の現状把握を行うことを想定する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに各サイトの現状について、視察や水・環境省水開発総局やUmbrella-East、サブ郡議会、給水衛生役員会等の関係機関へのヒアリングを通じて情報収集をすること¹¹。視察できないサイトについては、現地調査補助員による視察、質問票もしくはオンライン・電話等の遠隔での確認により情報収集を行い、評価分析することを可とする。
- 本事業で整備した管路給水施設について、その稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）、事後評価時点で予算や技術は十分かどうか等について確認する。
- 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①給水量（m³/日）、②水質（濁度）（NTU）、③住民の水汲み労働の軽減、④水因性疾患の減少の変化に関して事業開始前と事業完了以降の実績値又は状況を確認する。また、貧困削減促進として、貧困層への低廉で安全かつ安定した飲料水の供給も期待されていたことから、その観点からも情報収集を行うこと。
- 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）においてカテゴリ-Bに分類されていた。汚染対策や騒音等の緩和策及びモニタリング計画が検討されていたため、それらについては計画通りに実施・モニタリングされていたかを確認し、正負のインパクトに留意する。
- 上記に加え、社会開発促進として、ジェンダー教育、エイズ等の教育をソフトコンポーネントとして実施し、新設する水供給衛生委員への女性の立候補の促進も計画されていたことから、その点についても情報収集を行うこと。
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「ソフトコンポーネントを通じて給水施設の運営維持管理体制を構築・強化する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- なお、本事業の最終受益者として、広く対象サイトの住民が想定されるが、本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹²を確保すること。

- 実施機関やJICA事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

¹¹ なお、業務従事者が全サイトを踏査するのは困難なため、評価判断を行うに足り、また、案件全体の傾向を代表できるよう、踏査サイトを選定しプロポーザルで提案すること(少なくとも3カ所)。

¹² 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の用途、活用の範囲等については、プロポーザルにて提案してください。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましいと考えます。

(4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・露文（露文についてはキルギス案件のみ。以下同様）で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針の確定（25営業日）
- 事前事後比較表の確定（25営業日）
- 評価報告書最終確定（30営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25営業日）

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2」に基づいた記述とすること。

第5条 調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文・露文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2022年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹³。なお、衛星データ活用案件については、活用・分析方法、活用工程などについても検討し、現地調査で入手すべき情報を整理のうえ、評価方針（案）に記載すること。

(3) 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文・露文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（現地調査）

¹³ 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。

（５） 詳細分析

- 1) ヨルダン「バルカ県送配水網改修・拡張計画、第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画（一体化評価）」※LNOB にかかる調査
 - ・ 貧困削減を目的として貧困層に対しても事業効果が行き届くことが想定されていた。それを踏まえ、本事後評価においては、以下の分析目的を念頭に詳細分析を行うこととする。

（分析目的）

- ① 貧困層とそうでない層との間で発現する事業効果（接続割合、給水量、給水時間、水質など）の差異の確認
- ② 上記の要因分析及び影響分析

（実施方法案）

上記の実施手順として以下の 5 ステップを想定している¹⁴。なお、下記③の定量／定性調査の対象数として計 60 世帯（=15 世帯×2 地域×2 地区）を目安とする。

（5 つのステップ）

- ① ヨルダン政府（統計局）から家計調査のデータ等を入力
 - ② 同データを基に対象地区における貧困地域とそれ以外の地域を特定
 - ③ 両地域の住民を対象に定量／定性調査を実施し事業効果の差異を確認
 - ④ 事業効果の差異が生じた要因分析
 - ⑤ 事業効果の差異による、住民の生活環境への影響分析
- ・ 調査デザインの内容については、事業関係者との協議を踏まえたうえで評価方針案の段階で発注者の承認を得ること。調査上の留意点については、2021 年度テーマ別評価「“Leave No One Behind” 実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」最終報告書を参照すること¹⁵。また、家計調査のデータについて

¹⁴ あくまでも想定のため、より良い分析方法、具体的な調査デザインがあればプロポーザルで提案すること。また、無料提供の衛星データを前提として、考えられる活用方法、分析方法も提案に含めること。

¹⁵https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/202203_01_ja_1.pdf

は有料となる可能性が高いため定額計上とする。詳細は「第3章 4(3)」を参照。

- ・本分析に要する業務量の目安として、現地調査補助員 10 人日分程度を、通常のインタビューに追加となることを想定している。
- ・本詳細分析は報告書内の有効性・インパクトで纏めることを基本とするが、必要に応じてコラムとして纏めることも可とする。

2) キルギス「道路防災対応能力強化技術協力プロジェクト」

- ・2008 年から続く、JICA による運輸・通信省内における道路アセットマネジメント (RAM) 体制強化の 3 件目となるものであり、JICA は既に実施済の技術協力プロジェクト 2 件 (「道路維持管理能力向上プロジェクト」、「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」) に加え、本件を通じて道路アセットマネジメントデータの整備・拡充を長年にわたり支援してきた。
- ・本事後評価では、JICA による運輸・通信省内における道路アセットマネジメント (RAM) 体制強化について、先行する上記 2 つの技術協力プロジェクトを含む関連事業との連関・相乗効果も含め、客観的な視点から本案件の成果や、持続可能性の分析を行い、総括的評価として纏める。具体的には以下の通りであるが、評価者による事後評価実施時の提案も可とする。
 - ✓ 先行する上記 2 つの技術協力プロジェクトの成果である道路アセットマネジメントの手法および関連データは、その後、世界銀行及びアジア開発銀行 (以下、ADB) の技術協力によりデータベースとしての整備が行われ、引き続き ADB の技術協力による拡充が予定されている。今後、本案件で整備された道路防災管理データベースも、道路アセットマネジメントデータベースに統合されることが検討されている。
 - ✓ 運輸・通信省 (以下、MOTC) における道路アセットマネジメントシステム (含むデータベース) がどのように発展してきたかをレビューした上で、今後実施予定の ADB の技術協力において、本評価対象案件で整備した道路防災管理データベースが、上記道路アセットマネジメントデータベースへどのような形で統合されるか、MOTC や ADB における、その計画内容 (統合方法やスケジュール含む) について確認する。
 - ✓ また、これら 2 つのデータベースの統合に際して JICA の果たし得る役割も分析し、提言という形で詳細分析ペーパー (2-3 ページ) に纏める。これらについては、評価 6 基準とは異なる視点で分析を行い、詳細分析としてまとめる。本項目の情報を、評価 6 基準に基づく評価判断に加味する場合は、評価部と相談する。
- ・上記に加え、本事業は先行 2 案件と世界銀行、ADB の技術協力を含む一連の事業においてどのような位置づけであるか、有効性・インパクトの観点から分析する。

(6) IRR 再計算¹⁶

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算 (FIRR/EIRR) を行う。事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注

¹⁶ 外部事後評価レファレンス 別添 5 を参照。

者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出すること。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	インド	マディヤ・プラデシュ州送電網整備事業	FIRR/EIRR

(7) 事前事後比較表（案）の作成

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

(8) 暫定評価と協議

収集された情報を分析し、評価 6 基準に基づく暫定的な評価を行う。併せて提言・教訓の方向性を検討する。左記暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

(9) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(10) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記（8）及び（9）を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA 事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(11) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（10）及び（11）の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(12) 評価報告書¹⁷（案）の作成

上記（11）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（和文）を取りまとめ、発注者の承諾を得る¹⁸。和文の承諾後、評価報告書（案）（英文・露文）を最終化し、発注者の承諾を得る¹⁹。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ最終化し、発注者の承諾を得る。

(13) 教訓シートの作成

¹⁷ 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください（結果票は原則 10 ページ以内）。

¹⁸ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。

¹⁹ 評価部の確認に 10 営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに 15 営業日が必要です。

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（和文・英文）を作成する。

（14）衛星データ活用分析ペーパーの作成

上記、「第4条（2）1）（インド：マディヤ・プラデシュ州送電網整備事業）」で活用した衛星データによる評価分析につき、以下の点を含めた分析ペーパー（和文・英文）を作成する。本文2-4ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容については評価部と協議した上で作成する。

- ・活用した衛星データの種類、入手方法
- ・衛星データ活用による分析方法（コードがある場合はコードURLも記載）
- ・分析結果（視覚的に確認できるよう画像も含める）
- ・分析する上での工夫、留意点、提案など。

（15）誰一人取り残さない（Leave No One Behind）の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

ヨルダン「バルカ県送配水網改修・拡張計画、第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画（一体化評価）」における定量／定性調査の実施結果を踏まえ、今後のLNOBの視点を反映した事後評価の実施方法や体制等の改善に向けた提言（和文）を作成する。特に本詳細分析では、入手した家計調査により、対象地域の裨益者を所得水準によってData Disaggregation²⁰することにより、所得水準別での分析も想定される。本文2ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容は以下の（I）（II）（III）（IV）（V）を含むものとする。

<構成(案)>

- （I）今回の調査の内容と分析結果
- （II）評価実施における課題と改善案
 - ・各案件で扱う範囲：定義設定や調査の規模など
 - ・分析結果のレーティングへの反映方法についての提言案について
- （III）今後のLNOB詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- （IV）個別案件ごとの課題と改善案
 - ・現地で入手可能な統計データに基づく差異分析
 - ・定量／定性調査による固有の成果の確認
- （V）その他（実施の際に直面した課題と改善案、等）

第6条 報告書及び提出物等

（1）成果品

1）評価報告書（和文・英文）

- ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む
- ・報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）配付資料／公開資料等」を参照のこと。

²⁰ 通常ある一定レベルで集計されている情報を下位のレベルで細分集計すること をデータの分解・細分化（Data Disaggregation）と呼ぶ。

提出様式：電子データ（PDF版・Word版：CD-ROM 3部）による提出。

提出期限：2023年12月28日

（2）提出物

1）収集資料

- ① IRR再計算の根拠資料
- ② 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など）
- ③ 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真5枚程度（解析度300～350dpi）²¹

2）衛星データ活用分析ペーパー（第5条（14）参照）

3）誰一人取り残さない（Leave No One Behind）」の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言ペーパー（第5条（15）参照）

4）詳細分析ペーパー（第5条（5）2）参照）

5）教訓シート（第5条（13）参照）

提出様式：1）～4）は電子データ（CD-ROM 1部）

5）は電子データ（メールに添付、上記CD-ROMには含まない）

提出期限：上記（1）と同じ。

第7条 その他

（1）関係者との連絡

発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

（2）安全管理

現地業務に先立ち、JICAの国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館およびJICA事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等についてJICA事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

²¹ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件が年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第4条(1) 調査・分析の実施基準、脚注3
2	踏査サイトの選定方法について	第4条(1)(2) 安全配慮と現地調査範囲 1) インド: マディヤ・プラデシュ州送電網整備事業 脚注9
3	衛星データを活用した分析デザインについて	第4条(1)(2) 安全配慮と現地調査範囲 1) インド: マディヤ・プラデシュ州送電網整備事業 脚注10
4	案件全体の傾向を代表できるような踏査サイトの選定方法について	第4条(1)(2) 安全配慮と現地調査範囲 5) ウガンダ: ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画 脚注11
5	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3) ローカルリソースの活用、脚注12
6	・より良い分析方法、具体的な調査デザインについて ・無償提供の衛星データを前提として、考えられる活用方法、分析方法	第5条(5) 詳細分析 1) ヨルダン「バルカ県送配水網改修・拡張計画、第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画(一体化評価)」 脚注14

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：事業評価に関する業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／プロジェクト評価1
- プロジェクト評価2
- プロジェクト評価3

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.80 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／プロジェクト評価1）】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：ヨルダン、インド、ウガンダ、キルギス及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：プロジェクト評価2】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：ヨルダン、インド、ウガンダ、キルギス及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：プロジェクト評価3】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年11月～2023年12月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 12.92人月（現地：5.37人月、国内：7.55人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／プロジェクト評価1（2号）
- ② プロジェクト評価2（3号）
- ③ プロジェクト評価3（3号）
- ④ プロジェクト評価4

3) 渡航回数を目途 全7回（簡易型案件の渡航回数は1回）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料（全案件共通）

- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver.2
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver.2
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver.2
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver.2
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018年度改訂版）

- 簡易型外部事後評価について

2) 配付資料（該当案件のみ）

- ・インド「マディヤ・プラデシュ州送電網整備事業」審査調書、PCR
- ・ヨルダン「ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性開発政策借款」審査調書

²²

上述2)については、JICA 評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。審査調書と PCR の受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

3) 公開資料

- ・事業事前評価表（全スキーム）
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）
事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- ・JICA 図書館にて公表されている報告書等²³
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>
（案件名またはキーワードで検索）

4) その他関連資料

- ・JICA 事業評価ガイドライン（第2版）
- ・JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）
- ・別冊【2022】外部事後評価レファレンス
[事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)（各リンク先よりダウンロード可能）
- ・事業評価年次報告書 2021
[事業評価年次報告書 2021 | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

²² ヨルダン案件の PCR については、2022 年 12 月提出見込み。

²³ 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

【インド】

- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力避ける。
- 必ず渡航前に外務省「たびレジ」に登録するとともに、外務省・大使館が発信する海外安全情報を踏まえた行動をとる。
- 渡航者は出発前に「海外安全の手引き」を熟読し、手引末尾にある緊急連絡先を渡航時携帯すること。
- ゆとりのあるスケジュールを組むこと（特に陸路移動）。
- 公用旅券・一般旅券とも、到着空港でのオンライバルビザの取得はできないので、ビザは必ず事前取得すること。
- 旅行行程に変更が生じた場合は、必ずインド事務所安全管理アドレス宛 (jicaid-security@jica.go.jp) に変更事項を連絡すること。
- インド政府の許可 (Protected Area Permit (PAP), Restricted Area Permit (RAP)) が必要なエリアがあるので、下記の安全対策措置をよく確認すること。
- インド国内で使用可能な携帯電話を持参することを基本とし、連絡先を事務所安全管理アドレス宛 (jicaid-security@jica.go.jp) に連絡すること。持参が難しい場合はインド到着後速やかに通信手段を確保し、連絡先を事務所安全管理アドレス宛 (jicaid-security@jica.go.jp) に連絡すること。
- 携帯電話を常に携帯し、充電を忘れず行い、通話可能な状態とする。特に、各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は携行を徹底する。
- 空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。インドでは、出発ロビー入場前にもセキュリティチェックがあることから時間に余裕をもって空港に到着する必要があるが、出発ロビー入場後は速やかにチェックイン等諸手続きを済ませて制限区域内に入るよう努める。
- 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- 車両移動を行う際は、後部座席であっても必ずシートベルトを着用すること。
- 夜間の外出は最小限に留める（特に女性の夜間一人歩きは避ける）。
- 「テロ対策マニュアル」を遵守すること。
- 旅行行程の変更が生じた場合は必ずインド事務所安全管理アドレス宛 (jicaid-security@jica.go.jp) に変更事項を連絡する。特に旅行中に旅程変更やトラブルが生じた場合には案件担当者及びインド事務所安全管理担当に電話で一報を入れるとともに、安全管理担当アドレス宛に同内容を連絡すること。

【ヨルダン】

1) 行動規範

- 日没後・日の出までの事務所が指定する外出可能時間帯に外出する場合は、① 犯罪防止の観点から自家用車もしくはアプリタクシーでの移動。② 複数名で行動し、明るく人通りの多い場所を選ぶ等、防犯措置を徹底すること。
- 夜 22 時以降は原則外出は禁止。
- 非合法営業のタクシー（白タク）は利用しない

- 常時連絡出来るように、携帯電話は常に電源を On にして携帯、バッテリー切れにならないよう充電にも留意
- 以下の場所へは立ち入らない（当面の措置）：なお、（３）、（４）、（５）については、必要な場合は、事務所にて個別に判断する為、事前に相談する事。（１）アルコールの提供を主目的としている飲食店（バー、クラブ等）（２）外国人が多く集まる比較的目標立つ飲食店（レストラン、バー、クラブ等）（３）欧米系外国資本の高級ホテル、立地や構造上テロに狙われやすい（大通り沿いで建物内に容易に入り込める等）ホテル（４）欧米権益関連施設（米国、英国、イスラエル等の公館、企業）、治安関連施設（軍・警察等）（５）大規模なイベント（６）デモ・集会・群衆・パレード
- 必要最小限のアクセスにとどめる施設（１）空港、駅、バスターミナル、港湾等、公共交通関連施設（２）不特定多数の人が集まる場所（ショッピングモール、大型スーパー等）
- 必要がない限り避ける／注意を払うべき施設（１）教会、モスク等の宗教関連施設（２）外国人が多数利用する場所（有名観光地等（上記以外））（３）不特定多数の人が集まる場所（繁華街、映画館、劇場等）（４）ガラスを多用した施設（ブティック街、雑居ビル等）

【キルギス】

1) 渡航前

- 宗教記念日、宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力避ける。
- 事務所への事前連絡：出発 2 週間前までに事務所の安全管理担当宛にメールで連絡する。
- 外務省・大使館が発信する海外安全情報を踏まえた行動をとる。
- 渡航者は任国出発前に「安全対策マニュアル」（各国安全管理情報）を熟読し、末尾にある緊急連絡先を渡航時携帯する。
- 一定の条件で査証が免除されることもあるが、事前に可否を確認し、必要な場合は必ず事前取得する。
- トランジットのみの渡航であっても措置に従うこと。航空便の振替等、急遽「渡航禁止」、「安全管理部承認」、「在外事務所承認」地域での空港のトランジットが必要になった際は、至急在外事務所に相談する。

2) 滞在中

- 携帯電話を常に通話可能な状態とする。特に、各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は携行を徹底する。
- 空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。
- 出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- 夜間の外出は最小限に留める。

- 肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。

【ウガンダ】

1) 行動規範

- 到着時に安全ブリーフィングを事務所より受ける。
- 滞在中の活動スケジュール、連絡先電話番号、滞在先情報を事務所に提出する。国内移動する場合(50km以上、私費は宿泊を伴う場合)は移動届を事務所に提出する。携帯電話の電波が届かない場所へ行く場合は、事前に事務所へ連絡する。
- 18時半～6時半の間の徒歩移動、及び19時半～6時半の都市間移動は禁止。カンパラ-エンテベ間に限り、24時までには目的地(自宅、宿泊先、空港等)に到着することを条件に都市間移動を可とする。ただし、公共交通機関の利用は禁止し、公用車やレンタカー、エアポートタクシー等、信頼できる移動手段を確保して、幹線道路を移動する。フライトの都合上、22時半以降に入国する場合は、エンテベ空港周辺のホテルに宿泊し、翌朝6:30以降に移動する。早朝のフライトを利用する場合は、エンテベ空港付近に前泊する。
- 公共施設、外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所、宗教関連施設(特に、金曜日のモスク)への訪問は極力避ける。外出時は肌の露出の多い服装を控えると共に、必ず身分証(パスポートの写し等)を携行する。

2) 安全な宿の手配

- カンパラ市街中心部にあるホテル(オールドタクシーパーク周辺、ナカセロ・オイノマーケット周辺等)は避ける。
- 現地居住者が住居を選定する際には、「安全対策マニュアル」を参照した上で、必要な防犯設備を有する住居を選定する。
- 過去JICA関係者が宿泊・滞在した実績がないホテル・住居に宿泊・滞在する際には、事前に事務所安全対策アドバイザーによる安全チェックを受ける。

3) 交通手段に関する制限

- バイクタクシー、自転車タクシーの利用は禁止。ただし、地方においては必要に応じ自転車タクシーのみ利用を可とする。
- バイク、自転車の運転は禁止。ただし、活動上必要であり、手続きを経て許可を得たボランティアのみバイク、自転車の使用を可とする。
- 水上交通による移動は原則禁止とする。止むを得ず使用する場合は、事前に事務所長の承認を得る。
- 自動車を運転する場合、自動車保険への加入は必須。

4) 通信手段

- 携帯電話は通話可能な状態とし、常時携行する。
- エルゴン山登山者は衛星携帯電話を携帯する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

下表の区分で定額とある経費については、当該経費の金額をそのまま見積書に含めて計上してください。ただし、区分が「定額かつ別見積」とある経費については、見積書には含めず、上記（2）の場合において別に作成する見積書（別見積書）として作成してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額（消費税抜き）	区分	費用項目		
1	家計調査のデータ費用	第2章 特記仕様書案 第5条 (5)	100,000 円	定額	直接経費	現地関連費	一般業務費

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【インド】

- 東京⇒ニューデリー（日本航空）
- 東京⇒バンコク⇒ニューデリー（タイ国際航空）
- 東京⇒シンガポール⇒ニューデリー（シンガポール航空）

【ヨルダン】

- 東京⇒ドバイ⇒アンマン（エミレーツ航空）

東京⇒ドーハ⇒アンマン（カタール航空）
東京⇒アブダビ⇒アンマン（エティハド航空）

【ウガンダ】

東京⇒ドバイ⇒エンテベ（エミレーツ航空）
東京⇒ドーハ⇒エンテベ（カタール航空）
東京⇒アディスアベバ⇒エンテベ（エチオピア航空）

【キルギス】

東京⇒タシケント⇒ビシュケク（ウズベキスタン航空）
東京⇒ソウル⇒アルマティ⇒ビシュケク（アジアナ航空、エア・アスタナ）
東京⇒ソウル⇒タシケント⇒ビシュケク（大韓航空、ウズベキスタン航空）

また、全渡航回数7回（インド1回、ヨルダン2回、ウガンダ2回、キルギス2回）を想定していますが、各業務従事者の渡航回数は競争参加者が提案してください。

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）現地調査では、必要に応じてロシア語の現地通訳備上等の特殊備人費の計上を認めますので、本見積りに計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(5 0)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	2 0
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	2 0
(3) 要員計画等の妥当性	1 0
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—
3. 業務従事予定者の経験・能力	(4 0)
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(4 0)
	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／プロジェクト評価 1	(2 0)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国・地域での業務経験	2
ウ) 語学力	2
エ) 業務主任者等としての経験	6
オ) その他学位、資格等	2
(2) 業務従事者の経験・能力： プロジェクト評価 2	(1 4)
ア) 類似業務の経験	6
イ) 対象国・地域での業務経験	4
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	2
(3) 業務従事者の経験・能力： プロジェクト評価 3	(6)
ア) 類似業務の経験	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	3